安全・衛生・教育・保険の総合実務誌



特集

解体工事に「ノウハウ集」

※解体工事指導役。が現場をチェック
戸田建設東京支店

特集Ⅱ

年末年始 局長パトロールで総点検 東京労働局一^{*}魅せる。現場を巡視 茨城労働局—災害復旧工事での労災防止求める

ニュース

建設業界が心の健康対策に本腰建災防「検討委員会」立ち上げ

WEB 版はカラーでご覧になれます!! WEB 登録 (無料) のお問い合わせは 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2250 2016 1/15



■ 災害のあらまし ■

X保険代理店は、さまざまな会社が入っ ている8階建てのオフィスビルの6階に入 居している。そこの従業員Aさんは、仕事 を終え、タイムカードに終業時刻を押した 後、会社の入出ドアを開けて廊下を抜け、 オフィスビルの出口に向かうため、エレ ベーターの昇降口で待っていた。しかし、 なかなかエレベーターが上がって来ないの で階段を使用して1階フロアーまで降りる ことにした。その途中、足を踏み外してし まい、転倒して階段を転げ落ち、その際に 左肩を床面で打撲して負傷、左足首を捻っ て骨折してしまった。

■判断■

Aさんの災害は、仕事終了直後にオフィ スビルの共用部分(階段、エレベーターな ど)で起きた事故であり、その共用部分に ついては事業主の施設管理下の施設内と認 められる。よって、業務と接続していると して業務上災害と判断した。

■ 解説 ■

階段で足を踏み外した行為は、仕事が終 わった後であり、一見、事業主の支配下に おける災害ではないように感じられるかも しれない。

しかし、退勤時にタイムカードを打刻し た後、事業場施設内の階段において転倒事 故を起こしたケースは、事業主の支配管理 下において発生した事故であるので、業務 災害と判断している(昭和49・4・9基収 第314号)。

その理由としては、仕事が終わった後(こ の場合はタイムカードに終業時刻を打刻し た後)の退勤行為は、業務上の行為ではな

<執筆>

佐般

社

団

人 S R ア

プ 21

長

Ш

克

いものの、通常業務に付随する最小限度の 行為であり、事業主の支配下における危険 が具現化した災害であると考えられるから である。

だとすれば、X保険代理店が入居してい るオフィスビルの玄関、廊下、階段、エレ ベーターなどの共用部分が事業主の施設管 理下の施設内であるのかということが問題 になるが、このオフィスビルの場合は、そ ういった共用部分が不特定多数の者の通行 を予定しているものではなく、また、その 維持管理費用が当該共用ビル入所事業場の 均等負担であり、X保険代理店も維持管理 費として支払っている事実があり、その使 用に当たっての了解事項などから判断する と、当該オフィスビル所有者と入居事業場 の各事業主などが、当該共用部分を共同管 理しているものと解されている。したがっ て、事故のあった階段は事業主の施設管理 下にあるものと認めるのが妥当であると判 断した。

それでは、自社ビルではなくさまざまな会社が入っているオフィスビルの場合は、事業主の施設管理下の施設内、施設外の区分について、どのような考え方をすればよいだろうか。今回のようなオフィスビルの場合には、ビル共通の玄関口がその境界線であり、玄関口の内側で起こった事故までが業務災害であり、玄関口を出た後の事故ならば通勤災害となる可能性がある。例えば、玄関口の自動ドアに指を挟まれたり、自動ドアにぶつかったりしてケガをした場合は、業務災害となり、玄関口を出て(共用管理されていない)階段を下りて歩道に出る最中に転倒したような場合は、通勤災害となると思われる。

とはいえ、工場などに勤めている場合 は、工場などの施設がある敷地内から外に



出る門が境界線となるなどは理解しやすいが、ショッピングモールなどの複合商業施設に別法人のテナントが入っているケースで、そのテナントの従業員が勤務を終えて、ショッピングモール内を通行中に転んで負傷した場合などは、業務災害なのか、通勤災害なのかといわれると、なかなか判断が付きにくい場合があるかと思われる。

テナントを出た時点で使用者の安全配慮 義務などの責任は及ばす、ましてや不特定 多数の買い物客が往来する通路にいたって は、労災ではなく、通勤災害であると考え るのが普通だが、その通路が掃除したてで 濡れていたので転倒した場合などでは、テ ナント契約書の提出を求められ、ショッピ ングモール内の敷地は、テナント料を払っ ている以上一緒に管理しているものである として、同様に責任を負うために業務災害 と判断されたケースもあるようだ。

このように業務災害と通勤災害との境 界線はオフィスビル、複合商業施設などに ある事業場の形態によっては違ってくるの で、事業主側としては、入居先との管理契 約内容をしっかりと把握し、安全配慮義務 などの責任がどこまで及ぶかを把握してい ることが肝要である。